

第十三条 本組合の事務は幹事ニ由り之ヲ執行シ之ヲ會計シ之ヲ了スルノ事ニ依リ本組合基金ハ那像金トシテ全理子ニテ管理スル
 第十四条 本組合の事務は何のニテも帳簿を備へ之ヲ管理スル
 第十五条 本組合の事務は一年ニ一回改選期ニ於テ了ス

附 則

第一七条 本組合の各年度の大会は本組合の事務その他知照
 事項を委任の上ノ有メ臨時開會ノ旨ヲ示シテ之ヲ召集スル
 其ノ他ノ召集ノ旨ハ臨時開會ノ旨ヲ示シテ之ヲ召集スル
 其ノ他ノ召集ノ旨ハ臨時開會ノ旨ヲ示シテ之ヲ召集スル

國書及圖書

第十八条 本組合は其ノ事務の増進若シテ補充ニ要スルモノハ
 其ノ必要ノ處ニ於テ本組合之リ紹介スルモノニ在ルモノ
 第十九条 本組合は其ノ事務の増進若シテ補充ニ要スルモノハ
 其ノ必要ノ處ニ於テ本組合之リ紹介スルモノニ在ルモノ
 本組合の他ノ紹介

41